

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造，産業構造及び中小企業者の実態等

阿久根市（以下「本市」という。）では、温暖な気候や東シナ海の豊かな恵みを生かした第一次産業を基幹産業として、農林水産物を原料とする食品加工業を中心に地域の振興と発展に努めてきた。しかしながら、近年の少子高齢化による人口減少に歯止めがかからない状況に直面しており、人口減少による地域経済の衰退を防ぐために、従来の産業体系だけに頼らない取組が求められている。

平成 27 年国勢調査結果の本市の総人口は 21,198 人、うち生産年齢人口（15～64 歳）は 10,726 人となっており、平成 22 年国勢調査から総人口が 1,956 人の減（8.4%減）、生産年齢人口は 1,644 人の減（13.3%減）となっている。平成 27 年の年少人口は 2,278 人で平成 22 年と比較し 380 人の減（14.9%減）、同じく高齢者人口は 8,167 人で平成 22 年と比較し 42 人の増（0.5%増）となっており、少子高齢化が進んでいることが分かる。

本市の産業別就業者の構成は、第一次産業が 14.4%、第二次産業が 26.1%、第三次産業が 59.5%（平成 27 年国勢調査結果）で構成されており、第一次産業・第二次産業が減少傾向にあるのに対し、第三次産業は増加傾向にある。主な産業は、第一次産業が農業、第二次産業が製造業、第三次産業が卸小売業、サービス業となっている。

現在、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、また、労働力人口や国内需要が減少し、安価な海外製品が流入し国際的な競争が激しくなるなど、市内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は厳しさを増しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として物産品販路拡大等事業を講じてきたが、引き続き市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

そこで、本市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

#### (2) 目標

導入促進基本計画を策定し、認定支援機関をはじめとする支援団体との連携を図り、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、生産性向上を促し、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を目指す。これを実現す

るための目標として本導入促進基本計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

本市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、卸小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、市中心部、周辺市街地、中山間地と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、卸小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 先端設備等導入計画が認定された事業者は、市が計画の進捗状況を求めた場合、報告することとする。